

## 取引参加者制度の整備に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表等

### 目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	11
3. 取引参加者に関する施行細則の一部改正新旧対照表	12
4. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	23
5. エネルギー市場管理細則の一部改正新旧対照表	24
6. 取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表	25
7. ストップロス取引実施細則の一部改正新旧対照表	26
8. 取引参加者に対する監査に関する細則の一部改正新旧対照表	27
9. 電力におけるインサイダー規制に関する細則の一部改正新旧対照表	28
10. 商品市場における取引の内容の審査に関する細則	29
11. 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則	31
12. 取引参加者における注文管理体制に関する細則	33
13. 準取引参加者細則を廃止する規則	36
14. 自主規制委員会規則の一部改正新旧対照表	37

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(市場管理細則等) 第3条 (略) 2~8 (略) (削る)	(市場管理細則等) 第3条 (略) 2~8 (略) <u>9 本業務規程に定めるもののほか、準取引参加者に関し必要な事項は、準取引参加者細則をもって定める。</u>
<u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u>	<u>10 (略)</u> <u>11 (略)</u> <u>12 (略)</u> <u>13 (略)</u> <u>14 (略)</u> (新設)
<u>14 本業務規程に定めるもののほか、市場における取引の内容の審査に関し必要な事項は、商品市場における取引の内容の審査に関する細則をもって定める。</u>	(新設)
<u>15 本業務規程に定めるもののほか、取引参加者が整備する売買管理体制に関し必要な事項は、取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則をもって定める。</u>	(新設)
<u>16 本業務規程に定めるもののほか、取引参加者が整備する注文管理体制に関し必要な事項は、取引参加者における注文管理体制に関する細則をもって定める。</u>	(新設)
(EFP取引及びEFS取引による売買) 第38条 (略) 2~4 (略) 5 当社は、第3項の申出が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより、当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。 6・7 (略)	(EFP取引及びEFS取引による売買) 第38条 (略) 2~4 (略) 5 当社は、第3項の申出が成立したときは、 <u>遅滞なく</u> 当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。 6・7 (略)
(違約者の自己の計算による建玉の取扱い) 第90条の2 当社は、違約者（第157条第1項及び第2項の規定により違約者となった清算参加者たる取引参加者及び第158条の規定に基づき違約者とみなされた非清算参加者をいう。以下、この章において同じ。）の当社の市場における取引を停止（第156条第1項 <u>第1号から第5号まで</u> に規定する取引の停止の措置をいう。以下この章において「取引停止等」という。）する場合は、違約者の自己の計算による建玉について、当社が	(違約者の自己の計算による建玉の取扱い) 第90条の2 当社は、違約者（第157条第1項及び第2項の規定により違約者となった清算参加者たる取引参加者及び第158条の規定に基づき違約者とみなされた非清算参加者をいう。以下、この章において同じ。）の当社の市場における取引を停止（第156条第1項 <u>各号</u> に規定する取引の停止の措置をいう。以下この章において「取引停止等」という。）する場合は、違約者の自己の計算による建玉について、当社が指定する他の受託取

指定する他の受託取引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができる。

2・3 (略)

(取引資格の取得手続き)

第110条 (略)

2 取引資格の取得申請が、取引参加者との合併又は取引参加者からの相続、分割若しくは事業(当社の市場における取引に係る業務をいう。以下同じ。)の譲渡(以下「事業譲渡」という。)によるものである場合においては、前項の規定にかかわらず、取引資格取得料の納入を要しない。

(取引資格取得の日)

第112条 (略)

2 当社は、前項の規定により取引資格を取得した取引参加者に取引参加者証を交付するとともに、その者の氏名又は商号及び法人取引参加者(法人である取引参加者をいう。以下同じ。)にあっては取引参加者代表者の氏名を公表する。

(取引参加の条件)

第113条 (略)

2 当社の市場において取引を行う取引参加者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより適切な業務執行の体制を整備しなければならない。

3 当社の市場において新たに取引を行おうとする取引参加者は、あらかじめ、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に申請し、承認を受けなければならない。

4 当社の市場において新たに取引を行おうとする受託取引参加者は、取引参加者に関する施行細則に定める基準を満たさなければならない。

5 取引参加者が第1項に該当しなくなった場合であって、当該取引参加者が取引の決済を結了していないときは、第123条、第124条及び第126条の規定を準用する。

(取引資格の喪失届出等の通知及び公表)

第117条 (略)

2 (略)

3 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失したときは、遅滞なく、取引参加者の取引資格の喪失（受託取引参加者（当社

引参加者をして転売又は買戻しを行わせることができる。

2・3 (略)

(取引資格の取得手続き)

第110条 (略)

2 取引資格の取得申請が、取引参加者との合併又は取引参加者からの相続、分割若しくは事業譲渡によるものである場合においては、前項の規定にかかわらず、取引資格取得料の納入を要しない。

(取引資格取得の日)

第112条 (略)

2 当社は、前項の規定により取引資格を取得した取引参加者に取引参加者証を交付するとともに、その者の氏名又は商号及び法人取引参加者にあっては取引参加者代表者の氏名を公表する。

(取引参加の条件)

第113条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 取引参加者が前項に該当しなくなった場合であって、当該取引参加者が取引の決済を結了していないときは、第123条、第124条及び第126条の規定を準用する。

(取引資格の喪失届出等の通知及び公表)

第117条 (略)

2 (略)

3 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失したときは、遅滞なく、その旨を公表する。

の市場において取引を行っていた者に限る。) に信認金を返還する場合にあっては、取引参加者の取引資格の喪失及び当該取引参加者の信認金の返還) を公表する。

(取引資格の喪失等の手続き)

第120条 (略)

- 2 取引資格を喪失した当社の市場において取引を行っていた受託取引参加者は、第117条第3項による公表を行った日から6か月を経過した後でなければ、取引資格の喪失による信認金の返還を請求することができない。
- 3 前項に規定する期間は、当社が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(取引参加者代表者)

第129条 取引参加者が法人取引参加者である場合は、その代表取締役又は代表執行役（法人取引参加者が外国法人の場合にあっては、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該法人取引参加者を代表するのに適当な者1人（以下「取引参加者代表者」という。）を、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。

2・3 (略)

- 4 取引参加者と当社との関係においては、取引参加者代表者のみが当該取引参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、あらかじめその範囲を明確にして、当社に届け出た代行者をして行わせることができる。

(法令遵守責任者)

第129条の2 当社の市場において取引を行う遠隔地仲介参加者及び遠隔地市場取引参加者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、その取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから1人を法令遵守責任者（当該取引参加者の役職員に対し、法及びその関係法令（以下「法令」という。）、法令に基づく行政官庁の処罰及び当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則並びに取引の信義則の遵守（以下「法令等の遵守」という。）を徹底し、内部管理体制の整備に努めるとともに、法令等の遵守に

(取引資格の喪失等の手続き)

第120条 (略)

(新設)

(新設)

(取引参加者代表者)

第129条 取引参加者が法人取引参加者（法人である取引参加者をいう。以下同じ。）である場合は、その代表取締役又は代表執行役（法人取引参加者が外国法人の場合にあっては、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該法人取引参加者を代表するのに適当な者1人（以下「取引参加者代表者」という。）を、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

関し当社と適切な連絡及び調整を行う者をいう。)として取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、当社に申請し、その承認を受けなければならない。

(合併等について承認を受ける義務)

第140条の2 当社の市場において取引を行う受託取引参加者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。

- (1) 他の法人と合併して合併後存続会社となる場合の当該合併(取引参加者に関する施行細則に定める場合を除く。)
  - (2) 分割による事業の一部の他の法人への承継(取引参加者に関する施行細則に定める場合を除く。)
  - (3) 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継(取引参加者に関する施行細則に定める場合を除く。)
  - (4) 事業の一部の譲渡(取引参加者に関する施行細則に定める場合を除く。)
  - (5) 事業の全部又は一部の譲受け(取引参加者に関する施行細則に定める場合を除く。)
- 2 当社の市場において取引を行う受託取引参加者が前項の承認を受けようとする場合には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、当社に通知及び申請を行わなければならない。
- 3 当社は、第109条第1項に規定する審査に準じて審査を行い、第1項各号の行為が当社の目的及び市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該取引参加者に弁明の機会を与えたうえ、同項の承認を与えないことができる。
- 4 第154条第1項ただし書、第2項、第3項及び第160条の規定は、前項の不承認について準用する。
- 5 第1項の承認を受けた場合において、財務状況その他の当社が必要と認める事項について当社から報告を求められたときは、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

(届出事項)

第141条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく(第15号に掲げる場合に該当するに至ったときにあっては、あらかじめ)、そ

(新設)

(届出事項)

第141条 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく(第15号に掲げる場合に該当するに至ったときにあっては、あらかじめ)、そ

の旨を書面をもって当社に届け出なければならぬ。

(1)・(2) (略)

(2) の 2 支払不能となるおそれがある状態となったとき

(3)～(11) (略)

(12) 合併、分割又は事業譲渡しようとするとき (当社の市場において取引を行う受託取引参加者にあっては、合併、分割、事業譲渡、分割による事業の承継又は事業の譲受けしようとするとき (第140条の2第2項に基づく申請を行ったものを除く。))

(13)～(15) (略)

(16) 当社の市場における取引に関し法令の規定により検査、処分又は処罰を受けたとき

(17) 前号に規定する検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は前号に規定する検査若しくは処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき

(18) 当社の市場における取引に関し法令に違反する行為又は当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき

(19) 次のイからハまでに掲げる社内規則を定めたとき又は変更したとき

イ 第149条の3に基づき整備する売買管理体制に関する社内規則

ロ 第149条の4に基づき整備する注文管理体制に関する社内規則

ハ 第149条の5に基づき整備するポジションに関するリスク管理体制その他当社が求める管理体制に関する社内規則

(20) 当社の市場における取引に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生していることを知ったとき

2 (略)

3 当社の市場において取引を行う受託取引参加者は、次の各号に掲げる場合に該当するに至ったときは、直ちに、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

(1) 純資産額規制比率 (法第211条に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。) が140パーセントを下回ったとき

(2) 純資産額が3億円を下回ったとき

4 (略)

5 前各項の規定による届出書には、当社の指示する書類を添付しなければならない。

の旨を書面をもって当社に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)～(11) (略)

(12) 合併、分割又は事業譲渡しようとするとき

(13)～(15) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(新設)

3 (略)

4 前3項の規定による届出書には、当社の指示する書類を添付しなければならない。

(遠隔地仲介取引参加者の受託の制限)

第149条の2 遠隔地仲介取引参加者は、日本に居住する者の計算による注文と知りながら、当社の市場における取引の委託を受けることができない。

(新設)

(売買管理体制の整備)

第149条の3 当社の市場において取引を行う取引参加者は、取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則に定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制を整備しなければならない。

(新設)

(注文管理体制の整備)

第149条の4 当社の市場において取引を行う取引参加者は、取引参加者における注文管理体制に関する細則に定めるところにより、過誤のある注文の受託及び発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。

(新設)

(リスク管理体制等の整備)

第149条の5 当社の市場において取引を行う取引参加者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、当社の市場における取引に係るポジション（当該取引参加者の名における未決済約定により構成される集合体をいう。）に関するリスク管理体制（保有するポジション、取引の相手方の契約不履行またはその他の理由により発生し得る危険を管理する体制をいう。）その他当社が求める管理体制を整備しなければならない。

(新設)

(清算受託契約の解約の報告)

第152条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に報告しなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約（第5号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) (略)

(5) 非清算参加者と他社清算参加者との間で商品清算取引の委託に基づく取引に係

(清算受託契約の解約の報告)

第152条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に報告しなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) (略)

(新設)

る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約  
当該解約の意思の申し出を受けた後直ちに、かつ、当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

(取引参加者に対する制裁)

第153条 当社は、取引参加者が次の各号の一に該当することとなったと認めるときは、その取引参加者に対し当該各号に掲げる制裁を加えることができる。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げる事由のほか、法令若しくは定款、本業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他当社の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(取引の停止)

第156条 当社は、取引参加者が第1号から第5号までに該当することとなったときは、当該各号に定める措置を講ずるものとし、第6号又は第7号に該当することとなったときは、当該各号に定める処置を講ずることができるものとする。ただし、第4号又は第5号にあっては、当該受託取引参加者が引き続き当社の取引参加者である場合には、当社が必要と認める範囲において同号に規定する措置を講ずるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 当社の市場において取引を行う受託取引参加者が、次のイ又はロに該当するに至った場合

当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

イ 純資産額規制比率が140パーセントを下回ったとき

ロ 純資産額が3億円を下回ったとき

(7) 支払不能となるおそれがあるとき

当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止（その事由の消滅するときまでに限る。）

(取引参加者に対する制裁)

第153条 当社は、取引参加者が次の各号の一に該当することとなったと認めるときは、その取引参加者に対し当該各号に掲げる制裁を加えることができる。

(1)～(8) (略)

(9) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令若しくは定款、本業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程その他当社の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(取引の停止)

第156条 当社は、取引参加者が次の各号に該当することとなったときは、当該各号に定める措置を講ずるものとする。ただし、第4号又は第5号にあっては、当該受託取引参加者が引き続き当社の取引参加者である場合には、当社が必要と認める範囲において同号に規定する措置を講ずるものとする。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

- 4 当社は、第1項（第3号から第5号までに該当することとなった場合又は第6号若しくは第7号の処置を行った場合に限る。）に該当することとなった取引参加者が、他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所へ通知するものとする。
- 5 当社は、第1項（第3号から第5号までに該当することとなった場合又は第6号若しくは第7号の処置を行った場合に限る。）に該当することとなった取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、クリアリング機構へ通知するものとする。
- 6 第154条第1項及び第3項の規定は、第1項第6号又は第7号の規定に基づき処置を講じようとする場合について、第160条の規定は、第1項第6号又は第7号の規定に基づく処置を行った場合について、第162条の規定は、第1項の規定に基づき措置又は処置を行った場合についてそれぞれ準用する。

7 第1項第1号若しくは第2号の措置又は第6号若しくは第7号の処置を行った場合において、当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止を受けた取引参加者は、当該取引参加者の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当社の承認を受けて、当社の市場における取引又は商品清算取引の委託を行うことができる。

(取引の停止の解除等)

第159条 (略)

- 2 第156条第1項第6号及び第7号の規定に基づき、当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止を受けた取引参加者は、当該処置を受けた原因を除去したときは、その旨を書面をもって、当社に届け出るものとする。この場合において、その解除を申請することができる。
- 3 前2項の規定に基づく届出書には、その措置又は処置を受けた原因を除去するために採った措置について説明書を添付しなければならない。
- 4 当社は、第1項又は第2項の規定に基づく書面を受理した場合、審査し適当と認めたときは、その取引若しくは商品清算取引の委託の停止を解除又は軽減することができる。

2・3 (略)

- 4 当社は、第1項（第3号、第4号又は第5号に該当することとなった場合に限る。）に該当することとなった取引参加者が、他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所へ通知するものとする。
- 5 当社は、第1項（第3号、第4号又は第5号に該当することとなった場合に限る。）に該当することとなった取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、クリアリング機構へ通知するものとする。
- 6 第162条の規定は、第1項の規定に基づく措置を行った場合について準用する。

7 第1項第1号又は第2号の場合において、当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止を受けた取引参加者は、当該取引参加者の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当社の承認を受けて、当社の市場における取引又は商品清算取引の委託を行うことができる。

(取引の停止の解除等)

第159条 (略)

(新設)

- 2 前項の規定に基づく届出書には、その制裁を受けた原因を除去するために採った措置について説明書を添付しなければならない。
- 3 当社は、第1項の規定に基づく書面を受理した場合、審査し適当と認めたときは、その取引若しくは商品清算取引の委託の停止を解除又は軽減することができる。

5 (略)

(制裁の特例)

第161条 (略)

- 2 当社は、前項の規定に基づき、取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又はクリアリング機構から第159条第5項の通知と同様の通知を受けたとき、又は当該取引参加者が同項の通知と同様の通知をJPEXから受け、これを当社に届け出たときは、当該取引参加者に加えた制裁を解除又は軽減することができる。
- 3 当社は、第1項の規定に基づくものほか、法第160条第1項の規定に基づき主務大臣から取引参加者の取引資格を取り消すべき旨又は6月以内の期間を定めて取引参加者の市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該取引参加者を処分する。

4・5 (略)

(取引の信義則違反)

第165条 取引の信義則に反する行為とは、次に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(5) その他当社が取引参加者に関する施行細則に定める行為

(削る)

(預託金の利息)

第167条 (略)

(天災地変等の場合における特別の措置)

第168条 (略)

4 (略)

(制裁の特例)

第161条 (略)

- 2 当社は、前項の規定に基づき、取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又はクリアリング機構から第159条第4項の通知と同様の通知を受けたとき、又は当該取引参加者が同項の通知と同様の通知をJPEXから受け、これを当社に届け出たときは、当該取引参加者に加えた制裁を解除又は軽減することができる。
- 3 当社は、第1項の規定に基づくものほか、法第160条の規定に基づき主務大臣から取引参加者の取引資格を取り消すべき旨又は6月以内の期間を定めて取引参加者の市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該取引参加者を処分する。

4・5 (略)

(取引の信義則違反)

第165条 取引の信義則に反する行為とは、次に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(新設)

(準取引参加者)

第167条 当社は、第104条から第106条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに、当社における取引を行わせるため、これらの者を対象とした準取引参加者を置くことができる。

(1) 外国において当社の上場商品構成品（原油にあっては、石油製品を含む。）の売買等を業として行っている者

(2) 第104条第3号に該当する者

(3) 外国において第104条第5号イからルまでのいずれかに相当する者

(4) 外国において第104条第5号ヲに該当する者

(預託金の利息)

第168条 (略)

(天災地変等の場合における特別の措置)

第169条 (略)

附 則

この改正規定は、令和5年1月1日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者である委託者に対する特例) 第34条 (略) (削る)	(取引参加者である委託者に対する特例) 第34条 (略) <u>2 前項の規定は、業務規程第167条に定める準取引参加者である委託者について準用する。</u>
<p style="text-align: center;">附　　則</p> <p>この改正規定は、令和5年1月1日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	

取引参加者に関する施行細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(添付書類) 第4条 業務規程第108条第2項各号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(9) (略) (10) その他当社が必要と認める書面は、次のとおりとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合は、イからニ、ヌ及びルに定める書面とする。 イ・ロ (略) ハ 会社法第396条第1項に基づき会計監査人が作成する会計監査報告書の写し <u>若しくは同法第381条第1項に基づき監査役が作成する監査報告書若しくは同法第390条第2項に基づき監査役会が作成する監査報告書又は金融商品取引法第193条の2第1項に基づき独立監査人が作成する監査報告書</u> (外国法人の場合は、これらに準ずる書面) 二 (略) ホ 当社市場における取引に係る管理規則の写し又はこれに準ずる管理方法を記載した書面  ヘル (略)	(添付書類) 第4条 業務規程第108条第2項各号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(9) (略) (10) その他当社が必要と認める書面は、次のとおりとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合は、イからニ、ヌ及びルに定める書面とする。 イ・ロ (略) ハ 会社法第396条第1項に基づき会計監査人が作成する会計監査報告書の写し 又は同法第381条第1項に基づき監査役が作成する監査報告書若しくは同法第390条第2項に基づき監査役会が作成する監査報告書 (外国法人の場合は、これらに準ずる書面)
(適切な業務執行の体制) <u>第5条の2 業務規程第113条第2項に規定する適切な業務執行の体制は、取引の受注、執行及び受渡しによる決済、損失の危険の管理並びに法及びその関係法令（以下「法令」という。）、法令に基づく行政官庁の処分、当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の信義則の遵守に関するものとする。</u>	二 (略) ホ 当社市場における取引に係る管理規則 <u>（売買取引の管理に関するガイドラインに照らした規則を含む。）</u> の写し又はこれに準ずる管理方法を記載した書面 ヘル (略)
(当社の市場において新たに取引を行う場合の申請) <u>第5条の3 業務規程第113条第3項に規定する申請は、取引開始申請書により行うものとし、当社が必要と認める添付書類は、次の各号に定めるものとする。</u> (1) 第4条第10号ホからトまでに定める書類 (2) 第4条第10号チ及びリに定める書類 (受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者の場合に限る。)	(新設)  (新設)

(当社の市場において新たに取引を行おうとする受託取引参加者の基準)

第5条の4 業務規程第113条第4項に規定する基準は、純資産額規制比率（法第211条第1項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）が200%超であること及び純資産額が5億円以上であることとする。

（取引参加者代表者）

第13条（略）

2（略）

3 業務規程第129条第4項に規定する届出は、日常業務代行者選任・解任等届出書に業務範囲表を添付して行うものとする。

4 業務規程第129条第4項に規定する代行者及び範囲の変更に係る届出は、日常業務代行者の役職名・印鑑・業務範囲変更届出書により行うものとする。

（法令遵守責任者）

第13条の2 業務規程第129条の2に規定する申請は、法令遵守責任者に係る申請書により行うものとする。

（合併等について承認を受ける義務の例外）

第15条の2 業務規程第140条の2第1項第1号に定める場合は、他の取引参加者と合併して合併後存続することとなる場合並びに合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が合併後存続する取引参加者の純資産額の20分の1以下となる場合とする。

2 業務規程第140条の2第1項第2号に定める場合は、分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割を行う取引参加者の総資産額の20分の1以下となる場合とする。

3 業務規程第140条の2第1項第3号に定める場合は、分割による事業の全部を他の取引参加者から承継する場合、分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が分割により事業の承継をする取引参加者の純資産額の20分の1以下となる場合並びに分割による事業の全部及び一部を完全子会社から承継する場合とする。

4 業務規程第140条の2第1項第4号に定める場合は、譲渡する資産の帳簿価額が、譲

（新設）

（取引参加者代表者）

第13条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

渡する取引参加者の総資産額の20分の1以下となる場合とする。

5 業務規程第140条の2第1項第5号に定める場合は、事業の全部の他の取引参加者から譲り受ける場合、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が当該事業を譲り受ける取引参加者の純資産額の20分の1以下となる場合及び事業の全部又は一部を完全子会社から譲り受ける場合とする。

(合併等の通知)

第15条の3 業務規程第140条の2第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当社が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会（株式会社以外の者にあっては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。）の決議を行う場合は、原則として、当該行為を承認する株主総会の日の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うものとする。

(1) 業務規程第140条の2第1項第1号に掲げる合併

- イ 合併後の株主構成及び役員構成
- ロ 合併の相手方となる法人の概要（当該法人の財務状況を含む。）

(2) 業務規程第140条の2第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

- イ 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び当社の市場における取引の業務の見込み
- ロ 分割又は事業の譲渡に係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

(3) 業務規程第140条の2第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の法人からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け

- イ 分割又は事業の譲受け後の役員構成
- ロ 分割又は事業の譲受けに係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

(新設)

(合併等の承認申請)

第15条の4 業務規程第140条の2第2項

に規定する申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 代表者名
- (3) 当該申請に係る行為（以下この条において「合併等」という。）の相手方の商号又は名称
- (4) 合併等の効力発生日
- (5) 合併等の理由

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併等の契約内容を記載した書面
- (2) 合併等に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの）
- (3) 合併等の相手方の計算書類及び事業報告（会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告をいい、株式会社以外の者にあっては、これに準ずるものを行う。）
- (4) 合併等後の資本金の額若しくは出資の総額又は純資産額及び純資産額規制比率の見込みを記載した書面（登録金融機関にあっては、これに準ずるものを行う。）
- (5) 合併等の手続きを記載した書面
- (6) 当社所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (7) その他当社が必要と認める書類

（届出事項）

第16条 業務規程第141条第1項各号の届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 業務規程第141条第1項第2号又は第2号の2に該当したとき 支払不能（支払不能となるおそれ）に関する報告書
- (4) ~ (14) (略)
- (15) 業務規程第141条第1項第12号に該当したとき 合併等に係る届出書に合併、分割、事業譲渡、分割による事業の承継若しくは事業の譲受けに係る

(新設)

（届出事項）

第16条 業務規程第141条第1項各号の届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 業務規程第141条第1項第2号に該当したとき 支払不能等に係る届出書
- (4) ~ (14) (略)
- (15) 業務規程第141条第1項第12号に該当したとき 合併等に係る届出書に合併、分割若しくは事業譲渡に係る契約書又はその内容を記載した書面の写しを添付

	契約書又はその内容を記載した書面の写しを添付	
(16) • (17) (略)		
(18) 業務規程第141条第1項第1号又は第17号に該当したとき <u>処分、処罰に関する報告書</u>	(新設)	
(19) 業務規程第141条第1項第1号に該当したとき <u>法令又は諸規則に違反する行為に関する報告書</u>	(新設)	
(20) 業務規程第141条第1項第1号に該当したとき <u>業務の内容又は方法等の制定・変更報告書</u>	(新設)	
(21) 業務規程第141条第1項第20号に該当したとき <u>コンピュータ・システム等障害報告書</u>	(新設)	
2 • 3 (略)		
4 業務規程第141条第3項に規定する届出は、財務基準抵触に関する届出書により行うものとする。	2 • 3 (略)	
5 業務規程第141条第4項に規定する届出は、次の各号に定めるところにより行うものとする。	(新設)	
(1) 業務規程第141条第4項第1号に該当したとき 破産手続開始等届出書に破産手続開始決定書及び破産手続開始決定通知書の写しを添付	(1) 業務規程第141条第3項第1号に該当したとき 破産手続開始等届出書に破産手続開始決定書及び破産手続開始決定通知書の写しを添付	
(2) 業務規程第141条第4項第2号に該当したとき 解散手続届出書に解散したことを証する書面を添付	(2) 業務規程第141条第3項第2号に該当したとき 解散手續届出書に解散したことを証する書面を添付	
(3) 業務規程第141条第4項第3号に該当したとき 死亡届出書に死亡したことを証する書面を添付	(3) 業務規程第141条第3項第3号に該当したとき 死亡届出書に死亡したことを証する書面を添付	
(4) 業務規程第141条第4項第4号に該当したとき 成年被後見人届出書に成年被後見人となったことを証する書面を添付	(4) 業務規程第141条第3項第4号に該当したとき 成年被後見人届出書に成年被後見人となったことを証する書面を添付	
6 受託取引参加者の第1項第5号から第9号まで及び第2項第3号並びに第5項第1号及び第2号に基づく届出は、第3項第2号、第4号又は第6号の届出をもって行われたものとみなす。	5 受託取引参加者の第1項第5号から第9号まで及び第2項第3号並びに第4項第1号及び第2号に基づく届出は、第3項第2号、第4号又は第6号の届出をもって行われたものとみなす。	
7 (略)	6 (略)	
	(ポジションに関するリスク管理)	
第17条の2 当社の市場において取引を行う取引参加者は、業務規程第149条の5に規定するポジションに関するリスク管理として、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。	(新設)	
(1) ポジションの管理に関する事項を定めた社内規則の制定		

(2) 委託者又は海外顧客の資力、属性、取引商品、取引形態及び取引規模等（取引参加者の自己の計算による取引にあっては、当該取引参加者の資力、取引形態及び取引規模等をいう。）に照らし、当該委託者又は海外顧客（取引参加者の自己の計算による取引にあっては、当該取引参加者をいう。）における過大なポジションの発生を防止するために適切と認められる管理

(その他当社が求める管理体制)

第17条の3 業務規程第149条の5に規定するその他当社が求める管理体制は、高速取引（当社が別に定める要件に該当する取引をいう。）に関する管理体制とし、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 高速取引に関する電子情報処理組織の管理

(2) 高速取引を行う委託者等から受託する場合、当該委託者等における電子情報処理組織の管理が十分であることの確認

(取引の停止等の解除の申請)

第20条の2 業務規程第159条第2項に規定する取引の停止等の解除の申請は、取引の停止等の処置の解除承認申請書により行うものとする。

(取引資格の審査等に関する基準)

第21条 業務規程第109条の規定に基づく取引資格取得申請者及び第115条第2項の規定に基づく取引参加者の種類変更申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、次の各号に掲げる事項を基準として行うものとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合には、第1号から第5号までに掲げる事項を基準として審査を行う。

(1) • (2) (略)

(3) 商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制が整えられ、又は整えられる予定であること（直接取引を行う場合にあっては、第5条の2に規定する業務執行の体制を整えること）

(4) (略)

(5) 債務超過でないこと又は監査報告書において疑義が呈されていないこと等、申請者が営む事業について継続性が認められること（受託取引参加者に係る業務規程第109条又は第115条第2項に基づく申

(新設)

(新設)

(取引資格の審査等に関する基準)

第21条 業務規程第109条の規定に基づく取引資格取得申請者及び第115条第2項の規定に基づく取引参加者の種類変更申請者（以下「申請者」という。）の取引資格の資格審査は、次の各号に掲げる事項を基準として行うものとする。ただし、申請者が当社市場で直接取引を行わない場合には、第1号から第5号までに掲げる事項を基準として審査を行う。

(1) • (2) (略)

(3) 商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制が整えられ、又は整えられる予定であること

(4) (略)

(5) 債務超過でないこと又は監査報告書において疑義が呈されていないこと等、申請者が営む事業について継続性が認められること

請の場合において直接取引を行うときには、これに加え、第5条の4に規定する基準を満たすこと

(6)・(7) (略)

2 業務規程第113条第3項の規定に基づく新たに取引を行おうとする取引参加者の審査は、次の各号に掲げる事項を基準として行うものとする。

(1) 第5条の2に規定する業務執行の体制を整えること

(2) 第5条の4に規定する基準を満たすこと (受託取引参加者に限る。)

(3) 指定清算参加者との間において清算受託契約が締結されること (遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に限る。)

(4) 指定する送達代理人が送達代理人としての義務を適正に履行できること (遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に限る。)

(取引の信義則に反する行為)

第22条の2 業務規程第165条第5号に規定する行為は、二つの市場にまたがる取引等に関する行為とし、取引参加者が、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社（取引参加者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社及び取引参加者が他の会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社及び他の会社が取引参加者の総株主の議決権の50パーセント以上を有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である商品先物取引業に類似する業を行う外国法人をいう。この場合において、取引参加者の子会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社及び他の会社が取引参加者の子会社の親会社である場合における当該他の会社における当該他の会社は、当該取引参加者の子会社とみなし、他の会社が取引参加者の親会社の親会社である場合における当該他の会社及び取引参加者の親会社が他の会社の親会社である場合における当該他の会社は、当該取引参加者の親会社とみなす。）

(6)・(7) (略)

(新設)

(新設)

若しくは商品先物取引業を営む関係会社の計算による取引（実質的に投資判断が当該取引参加者に委ねられているものに限る。以下同じ。）等に関して行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。

- (1) 価格連動性を有する二つの商品のうち、一方の商品を有する者が、当該商品の取引状況に関し他人に誤解を生じさせ利益を得る目的をもって、他方の商品について仮装の取引を行うこと。
- (2) 価格連動性を有する二つの商品のうち、一方の商品を有する者が、当該商品の取引状況に関し他人に誤解を生じさせ利益を得る目的をもって、他方の商品についてあらかじめ他人と通謀の上、馴合いの取引を行うこと。
- (3) 価格連動性を有する二つの商品のうち、一方の商品を有する者が、当該商品について取引を誘引し利益を得る目的をもって、他方の商品について取引を行うことにより、その値段を変動させる行為
- (4) 価格連動性を有する二つの商品のうち、一方の商品を有する者が、当該商品について取引を誘引し利益を得る目的をもって、他方の商品について浮説を流布すること。
- (5) 商品市場、外国商品市場における取引及び法第2条第14項に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下「商品市場等における取引」という。）並びにその他配当、利子、分配金又は償還金等の額があらかじめ定められた方法に従い、商品の価格又は商品現物先物取引若しくは商品現金決済先物取引の値段に応じて算出される証券又は証書（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）（以下「派生商品」という。）のポジションを有する者が、当該派生商品の最終決済を自己に有利に行うため、現物市場（有価証券の売買のために国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場をいう。）における取引又は派生商品の取引を行うことにより、意図的に商品市場等における取引の値段を変動させ、又は値段の上昇若しくは低下を防ぐ行為
- (6) 価格連動性を有する二つの商品のうち、一方の商品について相場に重大な影響を与えるおそれのある委託者又は海外顧客の委託に基づく注文がまもなく発注

されることを知りながら、当該注文の発注に先立ち、これをを利用して、利益を得る目的をもって、他方の商品について、取引を行うこと。

- 2 前項に規定する価格連動性を有する二つの商品とは、派生商品と指數等連動型投資信託受益証券等（投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下この項において同じ。）、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、内国法人が外国で発行する証書若しくは証券のうち社債券の性質を有する有価証券、外国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち社債券の性質を有する有価証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）又は外国受益証券発行信託の受益証券であって、商品市場等における取引又は商品指數（商品の価格の水準を総合的に表したもの）の値段に連動することを目的とするものをいう。）とする。

（改廃）

第24条 本細則のうち、第5条の2、第5条の4、第21条及び第22条の2の規定の改廃は取締役会の決議（変更の内容が軽微である場合にあっては、代表取締役社長の決裁）をもって、その他の規定及びこれらに係る様式の改廃は代表取締役社長の決裁をもって行う。

附 則

この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

別表（様式）

条項	申請書等	様式
(略)		
<u>第5条の2</u>	<u>取引開始申請書</u>	<u>様式3-5</u>
(略)		

別表（様式）

条項	申請書等	様式
(略)		
(新設)		
(略)		

<u>第13条第3項</u>	日常業務代行者選任・解任等届出書	様式36-1
<u>第13条第4項</u>	日常業務代行者の役職名・印鑑・業務範囲変更届出書	様式36-2
<u>第13条の2</u>	法令遵守責任者に係る申請書	様式37
(略)		
<u>第15条の4</u>	合併承認申請書	様式38
(略)		
<u>第16条第1項第3号</u>	支払不能(支払不能となるおそれ)に関する報告書	(略)
(略)		
<u>第16条第1項第18号</u>	処分、処罰に関する報告書	様式39
<u>第16条第1項第19号</u>	法令又は諸規則に違反する行為に関する報告書	様式40
<u>第16条第1項第20号</u>	業務の内容又は方法等の制定・変更報告書	様式41
<u>第16条第1項第21号</u>	コンピュータ・システム等障害報告書	様式42
(略)		
<u>第16条第4項</u>	財務基準抵触に関する届出書	様式43
<u>第16条第5項第1号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第5項第2号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第5項第3号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第5項第4号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第7項</u>	(略)	(略)
(略)		

(新設)		
(略)		
(新設)		
(略)		
<u>第16条第1項第3号</u>	支払不能等に係る届出書	(略)
(略)		
(新設)		
(略)		
<u>第16条第4項第1号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第4項第2号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第4項第3号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第4項第4号</u>	(略)	(略)
<u>第16条第6項</u>	(略)	(略)
(略)		

<u>第20条の 2</u>	<u>取引の停止等の 処置の解除承認 申請書</u>	<u>様式44</u>	(新設)
附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。			

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本規程は、業務規程第3条 <u>第10項</u> に基づき、当社の商品市場において成立した取引に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。  附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。	(目的) 第1条 本規程は、業務規程第3条 <u>第11項</u> に基づき、当社の商品市場において成立した取引に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。

エネルギー市場管理細則の一部改正新旧対照表

新	旧																								
(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限) 第3条 当社は、業務規程第33条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。 現物先物取引のガソリン、灯油及び軽油において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、マーケットメイカー又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。 (1) ガソリン、灯油及び軽油	(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限) 第3条 当社は、業務規程第33条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあっては売建玉と買建玉との差引き数量とする。）次に掲げる制限を設ける。 現物先物取引のガソリン、灯油及び軽油において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、 <u>準取引参加者</u> 、マーケットメイカー又はそれ以外の者に区分して管理しなければならない。 (1) ガソリン、灯油及び軽油																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;"> </th><th style="text-align: center; width: 25%;">当月 限</th><th style="text-align: center; width: 25%;">翌月 限</th><th style="text-align: center; width: 25%;">その 他限 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当業者、投資信託等及びマーケットメイカー以外</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>当業者、投資信託等及びマーケットメイカー</td><td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>		当月 限	翌月 限	その 他限 月	当業者、投資信託等及びマーケットメイカー以外	(略)			当業者、投資信託等及びマーケットメイカー	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;"> </th><th style="text-align: center; width: 25%;">当月 限</th><th style="text-align: center; width: 25%;">翌月 限</th><th style="text-align: center; width: 25%;">その 他限 月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当業者、投資信託等、<u>準取引参加者</u>及びマーケットメイカー以外</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>当業者、投資信託等、<u>準取引参加者</u>及びマーケットメイカー</td><td colspan="3">(略)</td></tr> </tbody> </table>		当月 限	翌月 限	その 他限 月	当業者、投資信託等、 <u>準取引参加者</u> 及びマーケットメイカー以外	(略)			当業者、投資信託等、 <u>準取引参加者</u> 及びマーケットメイカー	(略)		
	当月 限	翌月 限	その 他限 月																						
当業者、投資信託等及びマーケットメイカー以外	(略)																								
当業者、投資信託等及びマーケットメイカー	(略)																								
	当月 限	翌月 限	その 他限 月																						
当業者、投資信託等、 <u>準取引参加者</u> 及びマーケットメイカー以外	(略)																								
当業者、投資信託等、 <u>準取引参加者</u> 及びマーケットメイカー	(略)																								
(2) • (3) (略) 2・3 (略)	(2) • (3) (略) 2・3 (略)																								
附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。																									

取引参加料等に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条第9項及び第138条第1項の規定に基づき、取引参加料等（取引資格取得料、取引参加料及びその他本細則に定める手数料をいう。以下同じ。）及び取引参加者保証金に関し必要な事項を定める。  附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条第10項及び第138条第1項の規定に基づき、取引参加料等（取引資格取得料、取引参加料及びその他本細則に定める手数料をいう。以下同じ。）及び取引参加者保証金に関し必要な事項を定める。

ストップロス取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第11項</u> の規定に基づき、ストップロス取引に関し必要な事項を定める。  附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第12項</u> の規定に基づき、ストップロス取引に関し必要な事項を定める。

取引参加者に対する監査に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条第12項の規定に基づき、取引参加者に対する監査に關し必要な事項を定める。  2 (略)	(目的) 第1条 本細則は、 <u>株式会社東京商品取引所</u> <u>(以下「当社」という。)</u> の業務規程第3条 <u>第13項</u> の規定に基づき、取引参加者に対する監査に關し必要な事項を定める。 2 (略)
附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。	

電力におけるインサイダー規制に関する細則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第13項</u> の規定に基づき、電力におけるインサイダー規制に関し必要な事項を定める。 2 (略)	(目的) 第1条 本細則は、業務規程第3条 <u>第14項</u> の規定に基づき、電力におけるインサイダー規制に関し必要な事項を定める。 2 (略)
附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。	

## 商品市場における取引の内容の審査に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第14項の規定に基づき、当社の商品市場における取引の内容の審査に関し必要な事項を定める。

2 前項の審査は、商品市場における取引に関し、法令若しくは法令に基づく主務大臣の处分若しくは当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の諸規則若しくはこれらに基づく处分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為（以下「違反行為」という。）及び違反行為に該当するおそれのある行為を発見し、あわせて、これらの行為に関与した取引参加者等に対し必要な措置を講じ、もって違反行為及び違反行為に該当するおそれのある行為の防止を図るとともに、当社及び取引参加者等の信用を確保し、公益及び委託者等の保護に資することを目的として行う。

### (審査対象取引)

第2条 当社は、次の各号に掲げる商品市場における取引の内容について審査を行うものとする。

- (1) 値段又は取引高の変動の状況が不自然な商品市場における取引
- (2) 重要事実（電力におけるインサイダー規制に関する細則第2条に規定する重要事実をいう。以下次条において同じ。）が公表された商品市場における取引
- (3) その他当社が審査の必要があると認めた取引

### (審査項目)

第3条 前条各号に掲げる商品市場における取引の内容の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。

- (1) 値段及び取引高の変動の状況
- (2) 取引参加者による売付け又は買付けの状況
- (3) 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況
- (4) 重要事実の内容及びその公表に関する事項

### (審査のための資料等の請求)

第4条 当社は、第2条各号に掲げる商品市場における取引について審査を行うため必要があると認めたときは、取引参加者に対し、帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成等を求めるものとする。

### (取引参加者に対する注意の喚起等)

第5条 当社は、商品市場における取引の内容の審査の結果、取引参加者の行為が違反行為又は違反行為に該当するおそれのある行為であると認めた場合において必要があると認めたときは、当該取引参加者に対し、注意の喚起を行うものとする。

2 当社は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、改善措置等について文書による報告を求めるものとする。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

#### 附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

## 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第15項の規定に基づき、当社の市場において取引を行う取引参加者が整備する売買管理体制について、必要な事項を定める。

2 前項の売買管理体制の整備は、取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当社の市場における取引に関して、取引参加者における不公正取引を防止し、もって当社及び取引参加者の信用を確保し、公益及び委託者等（業務規程第33条第2項に規定する委託者等をいう。以下同じ。）の保護に資することを目的とする。

### (社内規則の制定)

第2条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、取引参加者がその委託者等による不公正取引を防止するために行う売買管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。

- (1) 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- (2) 取引の発注及び取消等の制限に関する事項
- (3) 委託者等の取引動向及び取引動機等の的確な把握に関する事項
- (4) 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- (5) 委託者等に対して行う売買審査に関する事項
- (6) 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
- (7) 自己取引に関する売買注文と委託者等の取引に関する売買注文を分別し発注することに関する事項
- (8) 送達代理人との連絡体制（当社の市場において取引を行う遠隔地仲介取引参加者及び遠隔地市場取引参加者に限る。）
- (9) その他必要を認められる事項

### (委託者等の取引動向及び取引動機等の的確な把握)

第3条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、適宜、モニタリング（委託者等の取引商品、取引手法及び取引形態並びに投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。）を行い、委託者等の取引動向及び取引動機等の的確な把握に努めるものとする。

### (売買審査)

第4条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、委託者等の取引形態等にかんがみ適切な売買審査を行うものとする。

2 当社の市場において取引を行う取引参加者は、委託者等の取引に関する売買取引について、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った委託者等に対し注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該委託者等に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

(社内記録の作成及び保存等)

第5条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、前条第1項に規定する売買審査の結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。）及び委託者等に対して行った措置について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

(社内規則の見直し等)

第6条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせることなどにより、その実効性を確保するものとする。

(自己取引に係る管理)

第7条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、自己の計算による取引について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な売買管理体制を整備することとする。

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

## 取引参加者における注文管理体制に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第16項の規定に基づき、当社の市場において取引を行う取引参加者が整備する注文管理体制に関し必要な事項について定める。

2 前項の注文管理体制の整備は、当社の市場において取引を行う取引参加者が社内規則の制定その他の必要な措置を講じることにより、当社の市場における取引に関して、取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止し、もって当社及び取引参加者の信用を確保し、公益及び委託者等（業務規程第33条第2項に規定する委託者等をいう。以下同じ。）の保護に資することを目的とする。

### (社内規則の制定)

第2条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、取引参加者が行う注文管理に関して、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を整備することとする。

- (1) 委託者等の注文内容の確認等に関する事項
- (2) 注文の発注制限に関する事項
- (3) 承認者の設置に関する事項
- (4) 社内規則の周知徹底等に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

### (委託者等の注文内容の確認等)

第3条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、委託者等から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。

(1) 取引の種類、上場商品構成品（電力にあっては、業務規程第14条に規定する現金決済先物取引の対象。）、限月、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の委託者等の注文内容  
(2) 委託者等の資力及び属性、取引商品 その他の委託者等に関する情報

2 当社の市場において取引を行う取引参加者は、委託者等の資力をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

### (注文の発注制限等)

第4条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、当社の市場において注文を発注するに当たり、前条第1項各号に掲げる事項及び取引参加者の資力を踏まえ、次の各号に掲げる制限又は措置を実施するものとする。

- (1) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を禁止する制限

- (2) 一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を行う前に承認を要する制限
  - (3) 一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文等の発注を防止するために適切と認められる制限
  - (4) 委託者等又は取引参加者が使用するシステムの異常な動作その他の事由により予期しない異常な注文の発注がなされた場合又はそのおそれがある場合、直ちに当社に対する注文の発注を抑止する措置
- 2 当社の市場において取引を行う取引参加者は、前項各号に掲げる制限又は措置について、当該取引参加者の直接的かつ排他的な管理権限の下で実施しなければならない。

(承認者の設置)

第5条 前条第1項第2号の承認を行う者を当社の市場へ発注を行う部店ごとに設置するものとする。ただし、他の部店を通じて発注を行う場合であって、当該他の部店において当該承認を行うときは、この限りでない。

(注文発注システム等による対応)

第6条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、第4条第1項各号に掲げる制限及び措置を、次の各号に定めるシステム又は方法により実施するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる制限  
当社が当該取引参加者に提供する注文の発注制限に係るシステム
- (2) 第4条第1項第2号に掲げる制限  
当該取引参加者が使用する注文の発注に係るシステム
- (3) 第4条第1項第3号に掲げる制限及び同項第4号に掲げる措置  
第1号若しくは前号に規定するシステム又は適切と認められる方法

(社内規則の周知徹底等)

第7条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、第2条の社内規則について、役職員に周知徹底を図り、遵守状況に関する定期的な社内検査を行うことその他必要な措置を講じることにより、その実効性を確保するものとする。

(自己取引に係る管理)

第8条 当社の市場において取引を行う取引参加者は、自己の計算による取引について、当該取引参加者の取引形態等にかんがみ適切な注文管理体制を整備することとする。

(改廃)

第9条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

## 附 則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

## 準取引参加者細則を廃止する規則

第1条 次に掲げる規則を廃止する。

準取引参加者細則

### 附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

自主規制委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(諮問事項) 第2条 自主規制委員会は、次に掲げる事項のうちの重要な事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 取引参加者の合併等の承認に係る審査</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略)	(諮問事項) 第2条 自主規制委員会は、次に掲げる事項のうちの重要な事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 (1)・(2) (略) (新設) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u>
附 則 この改正規定は、令和5年1月1日から施行する。	